

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年8月19日)

【 件 名 】

- 1 神奈川県相模原市の障がい者施設での殺傷事件を受けた本県の対応について
(福祉保健課)・・・1
- 2 第2回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催概要について
(福祉保健課)・・・3
- 3 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの決定について
(障がい福祉課)・・・4
- 4 県立鹿野かちみ園における虐待事案にかかる原因究明及び再発防止策の報告について
(障がい福祉課)・・・8
- 5 平成28年度の地域医療介護総合確保基金事業(介護分)の内示について
(長寿社会課)・・・10
- 6 第3回とっとり型の保育のあり方研究会の開催概要について
(子育て応援課)・・・12
- 7 入所児童の個人情報に記載された書類が間違っって混入した事案について
(子ども発達支援課)・・・13
- 8 鳥取県第二次がん対策推進計画アクションプラン(平成28年度版)の策定について
(健康政策課)・・・14
- 9 平成28年度の地域医療介護総合確保基金事業(医療)の内示について
(医療政策課)・・・16
- 10 鳥取県ドクターヘリ導入に係る事業主体等について
(医療政策課)・・・18
- 11 平成30年度の国保制度改革に向けた準備状況について
～平成28年度県・市町村国保連携会議等に係る検討状況～
(医療指導課)・・・20

福祉保健部

神奈川県相模原市の障がい者施設での殺傷事件を受けた本県の対応について

平成28年8月19日
福祉保健課

7月26日（火）未明、神奈川県相模原市の障がい者施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った元従業員の男が侵入し、19人が死亡、27人が重軽傷を負う事件が発生したことを受け、当県が行った対応及び今後の対応予定について、その概要をご報告します。

1 事件発生直後の当県の対応

(1) 注意喚起文書の発出等

7月26日（火）：危機管理体制等の再徹底周知文書を発出（県単独）

：県営社会福祉施設について鍵の損傷確認等指示

7月27日（水）：医療機関、社会福祉施設等に対し国通知文書を送付

(2) 県営施設の関係者による緊急会議の開催

ア 日時

平成28年7月27日（水）10時～10時40分

イ 場所

特別会議室

ウ 出席機関

8施設＋厚生事業団本部＋福祉保健部本庁関係課

○厚生事業団への指定管理委託施設

鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑

○県直営施設

喜多原学園、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園

エ 概要

(ア) 各施設の状況

- ・鍵などの緊急点検の結果は異常なし。
- ・侵入者、不審者に対応したマニュアルが作成されていない所が多い。また、対応訓練も近年実施されていない。
- ・非常通報装置が設置されていない施設がある。

(イ) 意見交換会で出された主な意見

- ・侵入者の対策が正直とれていない。生命が優先なのは当然のことであるが、何を優先するか（侵入者をとらえること。入所者の避難。）迷うところである。
- ・侵入者についてはまったくの想定外であった。防犯システムの導入も検討したい。
- ・夜間の職員体制が少なく危機感がある。
- ・地域に開かれた施設という位置づけもあり、外部の人への対応がどこまで可能か考える必要がある。

- ・国から通知も出され、記載されているが、不審者の発見にもなるし行方不明者の発見にもつながることから地域の方とも協力した体制整備を行って欲しい。
- ・不審者・不審物に対するマニュアルはあるが訓練を行っていない。また日中の事案を想定しており、今回のような想定外に対応出来ていない。このような想定外の事に対するマニュアルをどう作るかが課題。

(3) 「鳥取県立鹿野かちみ園」における不審者対応訓練の実施

ア 日時

平成28年8月12日(金) 13時30分～14時30分

イ 場所

鳥取県立鹿野かちみ園(鳥取市鹿野町今市1078番地)

ウ 参加者

園長ほか施設職員、警察等

エ 訓練内容

不審者に扮した警察官が、入所者との面会を求めて施設に侵入するという想定で訓練を実施するとともに、刺股等の防犯用資機材を活用した防犯講習を実施した。

オ 警察からの主な助言内容

- ・できるだけ複数の職員で対応すること。
- ・不審者の体に触れ、無理に誘導するのは危険。間合いを取ること。
- ・最悪の事態を想定し、1秒でも早く警察へ通報すること。

2 今後の対応予定

(1) 社会福祉施設の危機管理対応についての参考指針の作成、配布

県で社会福祉施設での危機管理対応の参考となる指針を作成する。なお、当該参考指針については、福祉団体、福祉施設、警察等が集まって8月中に開催する会議の場でご意見をいただいた上で、社会福祉施設に対して配布する予定。

(2) 障がい者理解の推進

あいサポート運動を始めとして、障がい者に対する理解の促進を引き続き行っていく。

(3) 9月補正予算による対応

民間施設の防犯対策に対する支援及び県立施設における防犯対策に関する予算の提案を検討中。

第2回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催概要について

平成28年8月19日

福祉保健課

高齢者、障がい者、子ども・若者、女性等各分野の低所得者対策を全庁横断的に展開していくため、今年度新設された「低所得者のくらし安心対策チーム」の第2回会議を下記のとおり開催し、各方面から聴き取った現状・課題・ニーズと施策検討の進め方について議論しました。

- 1 日 時 平成28年7月25日（月）13:00～14:00
- 2 メンバー チーム長（副知事）
チーム員（教育長、関係各部局長、県社会福祉協議会次長）
- 3 議 題 課題・ニーズの聴き取り実施状況と施策検討の進め方について

4 主な意見

- ・不登校が増えているが、保護者の方にも余裕がなくなっている事例も多いため、保護者の支援にもつなげられるような関わりが必要。また、教諭が児童に関する福祉制度等を詳しく知っているわけではないため、スクールソーシャルワーカーへの期待は大きい。
- ・支援が必要な人にどのように情報を届けるか。さまざまな部局でパンフレットを配布するなどしているが、それだけでは不十分。情報を知ることがむずかしい人が置き去りになることがないように、情報提供のあり方も施策の検討と併せて考えることが必要。
- ・自治会や婦人会などの地域の活動との連携も有効。そこで把握されている情報を行政につなげたり、住民同士の取組みと連携する仕組みができないか。
- ・施策検討は、ネットワークや情報提供のあり方といった仕組みの視点、モデル事業の実施、すでに活動している団体やキーパーソンに対する支援・拡充といった視点をもってあたってほしい。

5 今後の進め方

- ・8～9月にかけて幹事会で施策を検討し、来年度当初予算や必要なものは補正予算で対応を行う。
- ・当面の対応としては、中間就労支援推進事業を9月補正予算で検討中。

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの決定について

平成28年8月19日

障がい福祉課

今年9月25日(日)に開催する「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」(以下「本大会」という。)に向けて、8月9日(火)に予選審査会を実施し、参加申込みのあった61チーム(65校)の中から、本大会に出場する20チームを選出しました。

記

1 本大会に出場するチームについて

別紙1のとおり、20チーム(21校)が出場します。

なお、鳥取県からは、過去最高となる4チーム(4校)が出場します。

[鳥取県出場チーム]

高校名	選出枠	出場回数
境港総合技術高等学校	地方ブロック枠	3回目
鳥取城北高等学校	得点順枠	2回目
鳥取龔学校	得点順枠	3回目
米子高等学校	開催地枠	初出場

[鳥取県出場チーム数の推移]

第3回大会	第2回大会	第1回大会
4チーム(4校)	3チーム(3校)	3チーム(3校)

2 予選審査会について

(1) 予選審査

ア 日時 平成28年8月9日(火)午前9時15分から午後4時30分まで

イ 場所 鳥取県庁特別会議室(議会棟3階)(鳥取市東町一丁目220番地)

(2) 結果発表会

ア 日時 平成28年8月9日(火)午後5時から6時まで

イ 場所 鳥取県庁講堂(本庁舎1階)(鳥取市東町一丁目220番地)

(3) 審査員

審査員長	庄崎 隆志 氏	しょうぎ たかし	演出家・俳優	ろう者
審査員	小中 栄一 氏	こなか えいいち	全日本ろうあ連盟副理事長	ろう者
審査員	門 秀彦 氏	かど ひでひこ	絵かき	聞こえる人
審査員	山田 衛生 氏	やまだ もりお	鳥取県合唱連盟理事長	聞こえる人

(4) 審査方法

事前に提出を受けた予選審査動画について、「手話の正確性・分かりやすさ」及び「演出力・パフォーマンス度」の2つの項目(観点)から、審査・採点を行いました。

(5) 参加申込みチーム: 6.1チーム(65校)(30都道府県)

※ 参加申込みチームの詳細は、別紙2のとおり。

※ 複数校による合同チームや、1校から複数チームの参加申込みあり。

3 本大会出場チームの選出

(1) 地方ブロック枠（6チーム）

応募チームを所在地別に6つの地方ブロック（北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中四国ブロック、九州・沖縄ブロック）に振り分け、各ブロックで審査得点が最も高いチームを選出しました。

(2) 得点順枠（13チーム）

(1)の選出チームを除き、審査得点が高い順に13チームを選出しました。

(3) 開催地枠（1チーム）

(1)及び(2)の選出チームを除き、開催地（鳥取県）の応募チームで審査得点が最も高いチームを選出しました。

4 本大会について

(1) 日程 平成28年9月25日（日）午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 場所 倉吉未来中心大ホール（倉吉市駄経寺町212番地5）（一般席約950席）

(3) 出場 予選審査を通過した20チーム

(4) 交流会

ア 日程 平成28年9月24日（土）午後6時から8時まで

イ 場所 鳥取短期大学体育館（シグナスホール2階）（倉吉市福庭854番地）

(5) その他

9月24日（土）に倉吉未来中心大ホールにて、リハーサルを行います。

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 本大会出場チーム一覧 (予選審査結果)

【①地域ブロック枠(6チーム)】※各ブロックで最上位チームを選出

ブロック名	都道府県名	高校名	得点	出場回数
北海道・東北	北海道	石狩翔陽高等学校β	172	3回目
関東	東京都	中央ろう学校	164	初
中部	石川県	田鶴浜高等学校	168	3回目
近畿	奈良県	奈良県立ろう学校	174	3回目
中国・四国	鳥取県	境港総合技術高等学校	154	3回目
九州・沖縄	熊本県	熊本聾学校	175	2回目

【②得点順枠(13チーム)】※①を除く上位13チームを選出

ブロック名	都道府県名	高校名	得点	出場回数
関東	東京都	大泉桜高等学校	163	3回目
		立川ろう学校		初
九州・沖縄	福岡県	三井高等学校	163	3回目
近畿	奈良県	聖心学園中等教育学校	157	初
中国・四国	鳥取県	鳥取城北高等学校	151	2回目
中部	愛知県	岡崎東高等学校	150	初
近畿	京都府	京都府立聾学校	149	2回目
中国・四国	鳥取県	鳥取聾学校	148	3回目
九州・沖縄	沖縄県	真和志高等学校	148	3回目
中部	山梨県	身延山高等学校	145	2回目
近畿	大阪府	松原高等学校	145	3回目
近畿	京都府	京都八幡高等学校南キャンパス	145	初
関東	神奈川県	横浜南陵高等学校	141	初
中部	愛知県	杏和高等学校	140	2回目

【③開催地枠(1チーム)】※①・②を除く鳥取県の最上位チームを選出

ブロック名	都道府県名	高校名	得点	出場回数
中四国	鳥取県	米子高等学校	114	初

[本大会の演技順]

順番	都道府県名	高校名	備考
1	鳥取県	米子高等学校	選手宣誓
2	京都府	京都八幡高等学校南キャンパス	
3	京都府	京都府立聾学校	
4	山梨県	身延山高等学校	
5	愛知県	岡崎東高等学校	
6	神奈川県	横浜南陵高等学校	
7	沖縄県	真和志高等学校	
8	鳥取県	鳥取聾学校	
9	大阪府	松原高等学校	
10	愛知県	杏和高等学校	
11	鳥取県	境港総合技術高等学校	
12	奈良県	奈良県立ろう学校	
13	北海道	石狩翔陽高等学校	
14	奈良県	聖心学園中等教育学校	
15	東京都	大泉桜高等学校 立川ろう学校	
16	福岡県	三井高等学校	
17	東京都	中央ろう学校	
18	鳥取県	鳥取城北高等学校	
19	石川県	田鶴浜高等学校	
20	熊本県	熊本聾学校	

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 参加申込みチーム一覧

ブロック名	番号	高校名	よみ	都道府県	初参加
北海道・東北ブロック (6チーム)	1	札幌平岸高等学校	さつぼろひらぎし	北海道	○
	2	石狩翔陽高等学校α	いしかりしょうよう	北海道	
	3	石狩翔陽高等学校β		北海道	
	4	美唄聖華高等学校	びばいせいかわ	北海道	
	5	新得高等学校	しんとく	北海道	
	6	鶴岡中央高等学校	つるおかちゅうおう	山形県	○
関東ブロック (11チーム)	7	松井田高等学校	まついだ	群馬県	○
	8	大川学園高等学校	おおかわがくえん	埼玉県	
	9	クラーク記念国際高等学校東京キャンパス		東京都	
	10	中央ろう学校		東京都	○
	11	豊南高等学校	ほうなん	東京都	
		秀明八千代高等学校	しゅうめいやちよ	千葉県	○
	12	大泉桜高等学校	おおいずみさくら	東京都	
		立川ろう学校	たちかわ	東京都	○
	13	野津田高等学校	のづた	東京都	
	14	横浜南陵高等学校	よこはまなんりょう	神奈川県	
	15	二俣川看護福祉高等学校	ふたまたがわ	神奈川県	
		平塚湘風高等学校	ひらつかしやうふう	神奈川県	
		神奈川工業高等学校	かながわこうぎやう	神奈川県	
	16	立花学園高等学校	たちばながくえん	神奈川県	○
		小田原総合ビジネス高等学校	おだわらそうごう	神奈川県	○
		茅ヶ崎高等学校	ちがさき	神奈川県	○
		17	藤沢総合高等学校	ふじさわそうごう	神奈川県
中部ブロック (11チーム)	18	田鶴浜高等学校	たつるはま	石川県	
	19	啓新高等学校	けいしん	福井県	
	20	身延山高等学校	みのぶさん	山梨県	
	21	掛川工業高等学校	かけがわこうぎやう	静岡県	○
	22	桜花学園高等学校A		愛知県	
	23	桜花学園高等学校B	おうかがくえん	愛知県	
	24	南陽高等学校	なんよう	愛知県	○
	25	岡崎東高等学校	おかざきひがし	愛知県	○
	26	安城生活福祉高等専修学校	あんじやうせいかつ	愛知県	
	27	杏和高等学校	きやうわ	愛知県	
	28	海翔高等学校	かいしやう	愛知県	○
近畿ブロック (14チーム)	29	朝明高等学校	あさけ	三重県	○
	30	伊賀白鳳高等学校	いがはくほう	三重県	
	31	八幡高等学校	はちまん	滋賀県	
	32	京都府立鷹学校	きやうとふりつろう	京都府	
	33	京都八幡高等学校南キャンパス	きやうとやわた	京都府	○
	34	クラーク記念国際高等学校大阪梅田キャンパス		大阪府	○
	35	芦間高等学校	あしま	大阪府	○
	36	福井高等学校	ふくい	大阪府	○
	37	松原高等学校	まつばら	大阪府	
	38	鳴尾高等学校	なるお	兵庫県	○
	39	社高等学校	やしろ	兵庫県	○
	40	奈良県立ろう学校		奈良県	
	41	聖心学園中等教育学校	せいしんがくえん	奈良県	○
	42	橋本高等学校	はしもと	和歌山県	○
中四国ブロック (10チーム)	43	鳥取城北高等学校	とっとりじやうほく	鳥取県	
	44	鳥取聾学校	とっとりろう	鳥取県	
	45	青翔開智高等学校	せいしやうかいち	鳥取県	○
	46	米子高等学校	よなご	鳥取県	○
	47	境港総合技術高等学校	さかいみなとそうごう	鳥取県	
	48	岩美高等学校	いわみ	鳥取県	
	49	萩高等学校	はぎ	山口県	○
	50	高松南高等学校	たかまつみなみ	香川県	○
	51	宇和高等学校	うわ	愛媛県	○
	52	領北高等学校	れいほく	高知県	
九州・沖縄ブロック (9チーム)	53	三井高等学校	みい	福岡県	
	54	唐津青翔高等学校	からつせいしやう	佐賀県	○
	55	嬉野高等学校	うれしの	佐賀県	
	56	神埼清明高等学校	かんざきせいめい	佐賀県	○
	57	平戸高等学校	ひらど	長崎県	○
	58	熊本聾学校	くまもとろう	熊本県	
	59	大分東明高等学校	おおいたとうめい	大分県	
	60	佐伯豊南高等学校	さいきほうなん	大分県	○
	61	真和志高等学校	まわし	沖縄県	

[参考] 申込み数 ※ () は、昨年(第2回大会)の実績

・チーム数	61 (47) チーム
・高校数	65 (50) 校
・都道府県数	30 (22) 都道府県

平成 28 年 8 月 19 日
障がい福祉課

障害者支援施設「県立鹿野かちみ園」(指定管理者:鳥取県厚生事業団。以下「事業団」という。)において、3名の利用者に対して、日常的に一定の時間帯、居室外に出ることができないよう長期間にわたって居室の施錠(身体拘束)が行われていた虐待事案について、平成 28 年 6 月 20 日付けで事業団に対して原因究明及び再発防止策について報告を求めていましたが、この度、報告がありましたので概要を以下のとおり報告します。

1 経過

- 平成 28 年 6 月 20 日 事業団へ原因究明と再発防止策の報告を求める通知を发出(提出期限:平成 28 年 7 月 20 日)
- 平成 28 年 7 月 20 日 事業団の報告書を受理
- 平成 28 年 7 月 26 日 原因究明が不十分として、再度、報告を求める通知を发出(提出期限:平成 28 年 8 月 15 日)
- 平成 28 年 8 月 12 日 事業団の報告書を受理

2 原因究明について

(1)職員の意識・気づき

- 記録によると、幾度となく施錠時間の短縮等、可能な限り施錠を止めるよう検討しており、決して、施錠が当たり前の対応だという意識はなかった。現在も特に支援が困難な1名について、まったく施錠を行わず支援に努めていた時期も確認された。
- しかし、利用者の多くが高齢化し介助が必要となっており、それらの支援を重視するあまり、3名の利用者の施錠はやむを得ないものと自己暗示的に解釈し、その方法に頼り、ついには日常的な方法となっていた。
- すべての利用者一人ひとりに対し、それぞれの障がい特性に応じた適切な支援を行うべきところ、全体の支援の中で3名の利用者に犠牲を強いてしまっていた。
- 全体の支援優先ではなく、個々の施錠の解消を最優先とすべきだったが、その視点・意識が欠けていた。

(2)業務管理体制

- 記録の質、量に濃淡があり、事案の検討から記録、記録の共有等一連の流れが不明な時期もあった。これらをチェックする体制・機能が不十分だった。そのため事案の検討も、その時々、その場限りのものとなり、問題行動改善に向けた支援方法が蓄積されることなく、利用者の状況が改善することもなかった。
- 虐待防止委員会については、第三者の視点も取り入れ、暴力・暴言等の虐待の防止には非常に厳しく取り組んできたが、上記の意識から、3名の利用者に対する施錠が委員会で取り上げられることがなかった。

(3)人員配置

- 高齢の利用者は多いが、利用者一人ひとりの支援の必要な度合を示す障害支援区分の施設全体の平均値が、他の事業団の施設に比べ低く、そのため利用者数に対する職員の配置割合も他の施設に比べ低くなっていた。

3 再発防止策について

(1)職員の意識改革及び人材育成

- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(H28.4 厚労省)を全職員に配布し、圏域ごとに虐待防止研修を実施する。
- 法人全職員を対象に虐待防止チェックシートによる点検を行い、各施設、法人事務局による検証を行う。
- 外部のスーパーバイザーを交えた支援困難者の事例検討会を行う。

(2)虐待防止のための実効性ある法人及び施設の管理体制の整備

- 虐待防止検討会の委員構成の見直しを行う。(虐待について適確に判断できる委員、問題行動のある利用者を支援する職員)
- 法人の事務局職員、他施設職員による個別支援計画の検証を行う。(全施設、全利用者)

・施設による身体拘束の必要性が高まった場合の組織的な判断やその後の検証スキームの構築を行う。(園内職員のみで判断せず、法人の事務局職員、市町村職員等第三者を交えて判断する。)

・法人役職員の施設内巡回を行うとともに、職員のストレスチェック、管理的立場にある職員による面談等を実施する。

(3)利用者本位の視点での適切な人員配置

・今回事案の利用者のユニットにおいては、朝食時、夜勤と早番の2名体制から、新たな勤務形態の1名を加え3名体制とする。

・該当ユニットにおいて、9時から16時勤務のパート職員を週5日間1名配置し、常勤職員を補助する。

・日中活動や入浴等のスケジュールを見直し、限られた人材で無理のない支援を実施する。

(4)その他

・事案の利用者について、居室の出入りを支援員が把握できるよう居室入口にセンサーを設置した。

・廊下等にカメラを設置し、利用者の行動を随時、モニターで確認できるシステムの導入を検討する。

4 現在の利用者の状況

(1)利用者A

同ユニットの特定の他の利用者の他害行為から身を守ることを理由として施設を行っていたが、別のユニットに移動し、2か月が経過した。当初は、環境の変化から、それまでなかった居室での排せつや、不眠、動き回る等の不安定な様子が見られたが、現在はなくなっている。夜間の独語や泣き出しは現在もしばしば見受けられる。

職員へのタッチングや抱きつき行為(愛着の表現)は以前から見られたが、以前より増え、笑顔も多く、表情も豊かになってきている。

周囲の騒がしい環境は、不安定な状態に繋がる恐れがあるため、引き続き状況変化を注視していく必要がある。

(2)利用者B

依然として食への強い拘りがあり、異食や盗食、喉詰めの恐れがある。居室の出入りの状況を把握するため、居室入口に人感センサーを設置した。居室外では、マンツーマン対応をしている。食事は、現在、他の利用者とは別の場所で提供しているが、家庭的な環境とは言えず、今後の課題。

異食や盗食の課題行動の改善のため、強度行動障がいの専門家である鳥取大学医学部の教授に助言を受けながら、支援方法を検討していく予定。

(3)利用者C

職員の知らぬ間に玄関の外まで出られることが7月中に3度見られたが、現在は、居室の出入りの状況を把握するため、居室の扉の開閉に反応するセンサーを設置し、飛び出しの防止に努めている。

他の利用者の髪を引っ張る行為があるが、他の利用者利用者Cの前には立たないように伝えるなど工夫を重ね、回数は減少している。

引き続き、飛び出しや盗食、他者の髪を引っ張りなどに注視が必要。また、日中活動を拒否され居室やダイニングで過ごすことが多く、日中活動への誘導も課題。

5 今後の県の対応

(1) 事業団と連携して再発防止策を確実に実行していく。

(2) 事案の利用者3名の状況について引き続き把握して必要な支援を行う。

(3) 障がい者虐待防止のための研修会を引き続き開催する。

(4) 不適切な身体拘束を防止するための手引きを作成する。

平成28年度の地域医療介護総合確保基金事業（介護分）の内示について

平成28年8月19日
長寿社会課

- ▶ 平成28年度の地域医療介護総合確保基金（介護分）について、厚生労働省から配分額が内示されましたので報告します。
- ▶ 本県の内示額は総額 2.1 億円で、「介護施設等の整備」（1.5 億円）、「介護従事者の確保」（0.6 億円）とも要望額どおり認められました。
- ▶ 今回の内示を踏まえ、9月補正予算での事業実施を検討します。

※平成27年度補正予算において積み増した基金（6.9 億円）も活用して、今年度の事業を実施します。

（平成28年度実施事業の計 9.0 億円 「介護施設整備」7.8 億円、「介護従事者確保」1.2 億円）

※早期に事業実施が必要な一部の事業は、当初予算及び5月補正予算で措置し、現在事業を実施中です。

1. 本県の内示額（基金造成予定額）

平成28年度配分額 2.1 億円（要望額どおり）

事業区分	H28 年度配分額	(参考) H27 年度配分額	
		H27 年度補正予算分	H27 年度当初予算分
1. 介護施設等の整備に関する事業	1.5 億円	6.3 億円	1.1 億円
2. 介護従事者の確保に関する事業	0.6 億円	0.6 億円	0.9 億円
計	2.1 億円	6.9 億円	2.0 億円

◆国の予算額（全国）：（負担割合は国2／3、地方1／3）

- ・平成28年度当初予算額： 724 億円（平成27年度当初予算額と同額）
- ・平成27年度補正予算額： 1,561 億円

2. 平成28年度基金（介護分）に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時期	取組状況又は今後の予定
平成27年10月～ 平成27年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度基金事業の団体等の要望の照会・とりまとめ（～平成28年1月） ・厚生労働省から、平成27年度補正予算に係る基金配分予定額の連絡（12月21日） ・厚生労働省から、平成27年度補正予算及び平成28年度予算に係る基金積み増し予定額の照会（12月24日）
平成28年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省へ基金積み増し予定額を報告（1月15日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算に係る協議書の提出（2月19日）、基金配分額の内示（2月23日）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算に係る交付申請（3月1日）、交付決定（3月18日） ・平成27年度補正予算に係る国費受入れ、基金積み増し（3月18日） ・鳥取県介護人材確保対策協議会への報告、意見交換（3月23日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度分の厚生労働省の事業ヒアリング（5月10日）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県介護人材確保対策協議会への報告、補助金採択事業の審査（7月7日） ・平成28年度分の基金配分額の内示（7月19日）、内示（7月26日） ・福祉人材センターと介護福祉士養成施設との連絡会への報告、意見交換（7月27日）
8～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度分の交付申請・決定、平成28年度基金の事業計画の提出
9月補正	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業の予算化（当初予算及び5月補正で計上されているものは除く。）
10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（一部、年度当初から実施済み。）

3. 主な要望事業の内容

事業区分	平成28年度実施の主な事業	H28年度 基金配分額	H27年度 基金配分額 (H27補正)
1. 介護施設等の整備に関する事業 〔7.8億円〕	<p>ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成〔523百万円〕 (地域密着型特養1か所、認知症グループホーム9か所、 小規模多機能型居宅介護事業所3か所、 認知症対応型デイサービスセンター1か所)</p> <p>イ. 介護施設の開設準備経費等への支援〔119百万円〕 (地域密着型特養1か所、認知症グループホーム9か所、 小規模多機能型居宅介護事業所3か所)</p> <p>ウ. 既存の特養多床室のプライバシー保護のための改修などによる介護サービスの改善〔141百万円〕 (特養3か所)</p>	1.5億円 (1.1億円)	6.3億円
2. 介護従事者の確保に関する事業 〔1.2億円〕	<p>ア. 基本整備〔1百万円〕 (介護人材確保対策協議会、人材育成等に取り組む事業所の 認証評価制度の運用)</p> <p>イ. 参入促進〔33百万円〕 (中高生夏休み介護体験、ケーブルテレビ介護の仕事紹介、 オールジャパンケアコンテスト開催支援、 介護職員初任者研修受講料補助(担い手加算)、 「働く家族応援！」企業内研修の開催支援、 「新たな介護を支える'結び'ボラティア」創出モデル事業、 就職フェアの開催、介護人材魅力発信フォーラムの開催、 就職コーディネーターの配置、 介護事業者・職能団体等の取組支援(中高生向けDVD制作、 介護職員初任者研修受講料補助)等)</p> <p>ウ. 資質の向上〔82百万円〕 (介護専門職研修、介護職員等の喀痰吸引等研修、 介護支援専門員研修、新卒訪問看護師育成モデル事業、 介護職員・小規模事業所グループ支援、指導者派遣事業、 認知症初期集中支援チーム員受講支援、 かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上研修、 地域包括支援センター職員研修、地域ケア会議の充実事業、 介護事業者・職能団体等の取組支援(キャリア段位制度 アセッサー講習受講料補助、市民後見人養成、介護予防 のためのOT・PT・ST指導者育成研修)等)</p> <p>エ. 労働環境・処遇の改善〔8百万円〕 (職場環境改善研修、介護職員処遇改善加算取得対策講座、 介護ロボット導入支援事業等)</p>	0.6億円 (0.9億円)	0.6億円
計		2.1億円 (2.0億円)	6.9億円

※ () 内は、平成27年度当初予算に係る配分額。

第3回とっとり型の保育のあり方研究会の開催概要について

平成28年8月19日

子育て応援課

下記のとおり「とっとり型の保育のあり方研究会」の第3回の会議を開催しました。

記

1 日時 平成28年8月2日(火) 10:00~14:30

2 場所 鳥取県庁特別会議室

3 主な内容

①ヒアリング(家庭内保育への支援について)

対象者	概要
保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に余裕がでて、乳児期に子育てに専念でき、親の選択肢も増える。 ・一方で、保育士は支援が必要な家庭に気づき専門機関とのパイプ役を果たしており、育児が孤立化してしまう危険性がある。 ・現金を子育てのために有効に使用できない保護者もいるため、保育サービス(一時預かりなど)が利用できる金券交付の方がよいのではないか。
保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳栄養の継続や子どもにあった離乳食の提供ができ、経済的なゆとりが子育てにも好影響である。 ・一方で、不適切な養育など特別の支援を要する児童への配慮、親が孤立しないための配慮が必要である。
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・職を失うおそれから1年を待たずに復帰する保護者もあり、県に対して企業側の意識啓発をお願いしたい。
伯耆町	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の低月齢児の入所率が下がり、効果は認められた。また、副次的に近隣からの移住が増えた。 ・乳児期の入所は保護者の就労支援という目的もあるが、その後の子どもの発達への影響も見極めなければならない。 ・国の地方創生担当者からは、ばらまきだと言われたが、他団体からの照会が多い。
経営者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内保育への支援ではなく、保育所入所に係る経済的支援が公平性、平等性に合致するのではないか。 ・家庭内保育への支援のみでは、職場復帰が遅れる要因になるおそれがある。

②意見交換の概要

- ・家庭内保育の問題点などを慎重に検討する必要がある、現金給付以外の経済的支援もあるのではないかと(市町村職員)
- ・現金給付ではなく、子育て支援センターや保健師の家庭訪問回数などのサービス(現物給付)の充実が必要である。県が現金給付が必要と考えるのであれば、全額県費でやってほしい。(市町村職員)
- ・家庭での保育・教育(子育て)は社会的責任であり、行政からの現金給付は意味がある。(幼稚園)
- ・乳児の保育所入所のリスク(乳幼児突然死症候群や感染症)を考えると家庭内保育への支援は必要である。(公募委員)
- ・行政が支援すれば経済的に助かることは確実である。一方で特別な支援が必要な家庭への懸念があり、対策を講じる必要がある。(公募委員)
- ・現金、サービスいずれを補助するのか迷うところであり、健全な家庭であれば経済的支援が有効であるが、健全といえない家庭に対する支援のあり方は難しい。(公募委員)
- ・多様な子育て環境を平等に支援していく枠組みが必要であり、発達心理の面から0歳児の愛着形成の重要性は明らかであるが、現金給付だけでよいのかなど支援の方策を考えないといけない。(学識経験者)

入所児童の個人情報に記載された書類が間違って混入した事案について

平成 28 年 8 月 19 日
子ども発達支援課

県立総合療育センターにおいて、外泊した入所児童の家族に渡したファイルケース（連絡ノートや内服薬等を入れるケース）の中に別の入所児童の個人情報に記載された書類を間違って混入していたことが判明いたしました。

このため、入所児童のそれぞれの保護者に謝罪を行うとともに、併せて、個人情報の管理について注意喚起を行い、再発防止策を講じ、適正な情報管理に努めます。

記

1 確認日時 平成 28 年 8 月 15 日（月） 午後 6 時 15 分頃

2 確認経過

8 月 15 日（月）の午後 6 時 15 分頃、外泊先から総合療育センターに帰院した入所児童 A の連絡ノートに「うちの子どもでない別のノートが混じっていた」との記録があることを職員が発見した。入所児童 A のファイルケースを確認したところ、入所児童 A の連絡ノートとともに未使用のノートが入っており、当該ノートに入所児童 A とは別の入所児童 B に関する電子カルテのコピー 4 枚と入所児童 A・B に関連した業務用のメモが挟まれていた。

3 原因

外泊の際に、入所児童 A に渡すファイルケースの中身を担当職員が確認せず、他の荷物と一緒に渡してしまったもの。

4 流出した情報等

- (1) 流出した個人情報の内容 入所児童の氏名、年齢、病状、面談記録 等
- (2) 流出した件数 1 件

5 対応状況

- (1) 今回の事案発覚後、総合療育センターから入所児童 A の保護者に対して電話で謝罪を行うとともに、流出した個人情報について慎重に対応していただくようお願いをした。
- (2) 入所児童 B の保護者に対しては、直接、総合療育センターの職員がお会いし謝罪を行うとともに、再発防止に全力を上げることを伝えた。
- (3) 院長、副院長から個人情報の管理を厳重に行うよう、改めて職員に周知徹底した。

6 再発防止策

再発防止の対策として、次のような対応を行います。

- (1) 個人情報の漏えい防止等について、部内（地方機関を含む）での周知徹底を図った。また、今後、各所属で実施する研修等の中で個人情報の取扱いに関する研修を実施する。
- (2) 入所児童に係る電子カルテのプリントアウトは、原則として行わない。やむを得ずプリントアウトする場合は、即日、処分する。
- (3) 外泊時に渡す入所児童のファイルケースの中身については、保護者に渡す前に職員間でのダブルチェックを徹底する。

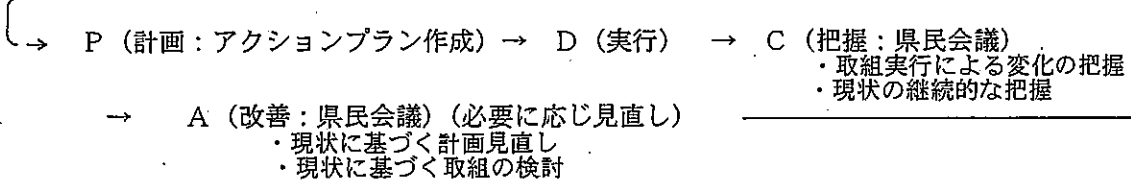
鳥取県第二次がん対策推進計画アクションプラン（平成28年度版）の策定について

平成28年8月19日
健康政策課

鳥取県第二次がん対策推進計画（平成25年4月策定）に基づき、同計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するため、具体的な取組を示した「鳥取県第二次がん対策推進計画アクションプラン（平成28年度版）」を、鳥取県がん対策推進県民会議の協議を経て策定しました。

＜アクションプランとは＞

鳥取県がん対策推進計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するため、どんな取組により、いつまでに、どこまで目指すかを明確にした具体的な取組を定めたがん対策推進のための設計書です。本計画を推進させるため、PDCAサイクルにより、本計画の目標の達成状況等を毎年把握し、アクションプランにおいて、その状況を明らかにするとともに、鳥取県がん対策推進県民会議において、毎年、計画の進捗管理及び評価を行います。



＜鳥取県がん対策推進計画アクションプラン（概要）＞

がん対策推進計画の全体目標（目標期限:平成29年度まで）

- ①がんによる死亡率の減少（がん75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）
H19年96.2 ⇒ (20%減少) ⇒ H29年77.0
- ②すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
- ③がんになっても安心して暮らせる社会の構築

1 死亡状況からみたがんの現状

がん75歳未満年齢調整死亡率(男女計)の推移（対10万人）

	H24	H25	H26
死亡率(本県)	84.7人	88.4人	87.5人
(年次目標)	(86.6人)	(84.7人)	(82.7人)
平均死亡率(全国)	81.3人	80.1人	79.0人
全国順位	37位	45位	45位

＜評価＞

計画策定後においても、がん75歳未満年齢調整死亡率は改善傾向にあるものの、全国平均を下回り、順位も下位に低迷する状況が続いている。

(参考) 本県のがんによる死亡者(全年齢)

	H24	H25	H26
がんによる死亡者	1,914人	2,024人	2,046人
全死亡者数	7,074人	7,270人	7,075人
割合	27.1%	27.8%	28.9%

2 施策項目における主な個別目標、27年度実績及び今後の県の取組（達成に向けた進捗管理）

がん対策推進計画における施策項目	アクションプランにおける個別目標項目	プロセス指標・(年次)目標 (年次目標を設定し、毎年評価)	(27年度)実績	評価	今後(H28)の県の主な取組 (◎は、新規事業)
①がん予防の推進	成人の喫煙する者の割合	男性24%以下、 女性4%以下 (国民生活基礎調査)	(25年度実績) 男性 33.2% 女性 6.9%	未達成 (改善傾向)	・禁煙週間等における啓発 ・禁煙治療費助成事業 ・鳥取県健康づくり応援施設(禁煙)への参加呼びかけ
②がんの早期発見	がん検診受診率 (国民生活基礎調査)	がん検診受診率50% 以上 (40歳～69歳、ただし、 子宮がんは20歳～69歳)	(25年度実績) 胃がん 43.5% 肺がん 48.7% 大腸がん 40.5% 子宮がん 41.9% 乳がん 42.4%	一部未達成 (H25の目標受診率に対して、 子宮と乳のみ未達成) (改善傾向)	◎マンモグラフィー読影医資格の更新費用の助成 ・がん検診等受診勧奨強化事業 ・出張がん予防教室 ・鳥取県がん検診推進企業アクション ・大腸がん検診特別促進事業 ・休日がん検診支援事業 ・地域でがんを考える協議会 ・生活習慣病検診等精度管理委託事業
	(参考) がん検診受診率 (県生活習慣病検診等管理指導協議会)	がん検診受診率50% 以上 (40歳以上、ただし 子宮がんは20歳以上)	(26年度実績) 胃がん 25.8% 肺がん 27.9% 大腸がん 30.2% 子宮がん 32.0% 乳がん 30.5%		

	精密検査受診率 (県生活習慣病 検診等管理指導 協議会)	市町村が実施するがん 検診精密検査受診 率95%以上	(26年度実績) 胃がん 83.4% 肺がん 87.8% 大腸がん 76.7% 子宮がん 81.1% 乳がん 92.1%	未達成 (ほぼ横ばい)	
③がん医療の推進	手術療法の専門性の高い人材を適正に配置	全ての拠点病院に ①消化器外科専門医 ②呼吸器外科専門医 ③乳がん専門医を、 それぞれ1名以上 配置(常勤)	鳥大:①10人 ②1人③2人 県中:①5人 ②1人③0人 市立:①2人 ②0人③1人 厚生:①1人 ②1人③0人 米セ:①5人 ②1人③0人	未達成 (ほぼ横ばい)	・がん診療連携拠点病院機能強化事業 ・がん放射線診療体制強化事業 ・がん専門医療従事者育成支援事業(コメディカル向け) ・がん専門医等資格取得支援事業(医師向け) ・研修会への支援
	緩和ケア病棟の整備	全ての二次医療圏に整備	東部:生協病院 中部:藤井政雄 記念病院 西部:米子医療センター	達成	
	病理診断の専門性の高い人材を適正に配置	すべての拠点病院に1名以上配備	鳥大:9人 県中:2人 市立:1人 厚生:1人 米セ:1人	達成	
⑤がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実	がん拠点病院のがん相談支援室(センター)の体制	全ての拠点病院に臨床心理士及び医療ソーシャルワーカーを配置	鳥大:臨3人、ソ13人 県中:臨2人、ソ4人 市立:臨0人、ソ4人 厚生:臨1人、ソ8人 米セ:臨0人、ソ2人	未達成 (ほぼ横ばい)	・がん診療連携拠点病院機能強化事業 ・がん患者団体活動促進支援事業 ・がん先進医療費に対する貸付利子補給支援
⑥小児がん対策の推進	小児がんの相談等に係る研修を受けた相談員等の配置	全てのがん拠点病院に1名以上配置	鳥大:11人 県中:4人 市立:6人 厚生:4人 米セ:6人	達成	・子どもとがんを考える医療従事者研修会 ・小児がん拠点病院と県内がん拠点病院との連携
⑦肝炎対策の推進	新たに見つかった肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率	肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率80%以上	(26年度実績) 64.7%	未達成 (改善傾向)	・保健所・医療機関無料肝炎ウイルス検査の実施(検査費助成) ・肝炎ウイルス精密検査助成 ・休日・夜間肝炎ウイルス検査事業 ・肝炎治療特別促進事業 ◎低所得者に対する慢性肝炎患者等の定期検査受診費用の助成(対象者の拡大) ◎「知って肝炎プロジェクト」による啓発 ・肝炎医療従事者研修会の開催
⑧がん登録の推進等がんの実態把握・対策の評価	「鳥取県院内がん情報センター」は院内がん登録の情報を基に県内がん治療の実態や治療成績の分析等を行いHPで公開	全てのがん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院の情報を公開	がん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院の情報を公開	達成	・鳥取県地域がん登録事業 ・鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ ・院内がん登録拡大支援事業 ・がん登録法制化に伴う検討
⑨がん教育・普及啓発	学校におけるがん教育	がんの教育を実施する学校を増加させ、5年以内に実施率100%を目指す	62校	達成	・出張がん予防教室 ・鳥取県がん検診推進企業アクション
⑩がん患者の就労を含めた社会的問題	従業員にとって、がん療養・家族看護しやすい環境に配慮する企業数の増加	がん検診推進パートナー企業認定制度の左記の指定要件項目に取り組む企業数の増加	267団体	達成	◎がん患者等に対するウィッグ等の購入費助成 ・鳥取県がん検診推進企業アクション ・がん労働相談ワンストップサポート ・がん診療連携拠点病院機能強化事業

3 今後の対応

本県のがん死亡率の改善を図るためには、検診により早い段階で発見することが重要であることから、未受診者等に対する個別受診勧奨を強化する。また、がん患者の社会参加に応援するため医療用ウィッグ(かつら)等の支援などにも取り組んでいく。

平成28年度の地域医療介護総合確保基金事業（医療）の内示について

平成28年8月19日
医療政策課

- 平成28年度の地域医療介護総合確保基金（医療）については、3月17日の常任委員会において国への要望状況を報告しましたが、8月10日に、厚生労働省より配分額の内示がありましたので報告いたします。
⇒ 本県の内示額：17.8億円（27年度：9.6億円）
- 今回の内示を踏まえ、地域医療構想案の作成と併せて、9月補正予算での事業実施を検討します。
※年度当初から事業実施が必要な一部事業は、28年度当初予算で措置し、現在事業を実施中です。

1. 本県の要望額

33.6億円

※本県の要望額は、当初39.3億円であったが、厚生労働省の指示により中央病院建替整備分の積算単価を見直して要望額を減額したため（△5.7億円）、33.6億円となった。

2. 本県の内示額

17.8億円

※中央病院建替整備分については、16.6億円を要望していたが、国から分割して要望するよう指示があり、11.1億円（＝16.6億円（要望額）－5.5億円（H28配分額））は、29年度、30年度で改めて要望予定。

【事業区分別】

事業区分		要望額	H28配分額 (内示額)	(参考) H27配分額
1. 地域医療構 想の達成に向 けた事業	中央病院建替整備	16.6億円	5.5億円	5.0億円
	その他	8.6億円	7.7億円	
	計	25.2億円	13.2億円	
2. 居宅等の医療提供に関する事業		0.9億円	0.5億円	1.6億円
3. 医療従事者の確保に関する事業		7.5億円	4.1億円	3.0億円
計		33.6億円	17.8億円	9.6億円

3. 平成28年度基金に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時 期	これまでの取組状況と今後の予定
平成27年 12月	平成28年度の基金事業の県内事業者の要望の照会・とりまとめ
平成28年 1月	厚生労働省から、平成28年度の基金についての要望額等の照会
2月	国への要望額、事業概要等を地域医療対策協議会(2/22)、医療審議会(2/23)で審議 本県の平成28年度の基金の規模感、事業概要を厚生労働省へ報告(2/25)
3月	厚生労働省のヒアリング(第1回)
5月	厚生労働省のヒアリング(第2回)
7月	事業者からの要望事業の採択について地域医療対策協議会(7/5)、医療審議会(7/7)で審議
8月	基金の配分額の内示(8/10)
9月補正	平成28年度事業の予算化(当初予算で計上されているものを除く。)
10月頃～	補助金の交付申請・決定、事業実施(既に交付決定、実施済みのものを除く。)

4. 主要望事業の内容

単位：億円

区分	主な事業	総事業費	基金充当額
1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中央病院建設工事費 (22.3億円→16.6億円) ・ドクターヘリの格納庫整備費 (1.1億円) ・医療情報ネットワークシステム (おしどりネット) の参加機関の拡充 (鳥取大学医学部附属病院) (2.0億円) ・総合周産期母子医療センターの整備 (鳥取大学医学部附属病院) (1.0億円) ・急性期医療の設備整備 (医療機関) (0.6億円) ・病床転換等に係る工事 (医療機関) (0.3億円) ・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備 (医師会) (0.15億円) ・在宅歯科医療に係る患者と在宅歯科医療機関との調整・相談業務を担う在宅歯科医療連携室の運営 (歯科医師会) (0.2億円) ・薬局に対する在宅医療研修 (薬剤師会) (0.01億円) ・訪問リハビリ等の人材育成研修等 (理学療法士会等) (0.01億円) ・在宅医療推進のための看護師養成の支援 (鳥取大学医学部附属病院) (0.25億円) など 	56.8 (9.9)	25.2 (5.0)
2. 居宅等における医療の提供に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に係る設備整備 (医療機関) (0.2億円) ・在宅歯科診療に係る設備整備 (医療機関) (0.01億円) など 	1.5 (5.6)	0.9 (3.0)
3. 医療従事者の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営 (県) (0.2億円) ・新人看護職員の研修 (医療機関) (0.2億円) ・看護師等養成施設の運営 (養成施設) (0.8億円) ・看護職員実習指導者養成講習会の開催 (看護協会) (0.1億円) ・医療機関での病児・病後児保育、院内保育の運営 (医療機関) (1.5億円) ・医療グラーブ等の配置 (医療機関、訪問看護ステーション) (0.6億円) ・産科医療従事者の確保のための手当 (分娩手当等) の支給 (医療機関) (0.3億円) など 	14.3 (10.4)	7.5 (7.1)
計		72.6 (25.9)	33.6 (15.1)

※「総事業費」欄及び「基金充当額」欄の()内は、平成27年度基金事業の額。(27年度の基金配分額は9.6億円で、上表の27年度の基金充当額15.1億円との差額は、26年度基金の執行残を充当したもの。)

鳥取県ドクターヘリ導入に係る事業主体等について

平成28年8月19日

医療政策課

鳥取県ドクターヘリの運航等の事業主体は関西広域連合とするとともに、運航エリアは中国地方5県との広域連携により設定を検討していますので、その概要等を御報告します。

◇ 関西広域連合を事業主体とする理由（メリット）

① ソフト事業（運航経費）の補助率が高く財源的に有利

・ドクターヘリ事業とそれ以外の事業（周産期医療、救急医療関係等）を補助対象とする「医療提供体制推進事業費補助金」について、交付率が高くなる。

【交付率⇒実施団体 35.1%、未実施団体 50%（連合で運航する場合は、県単独では未実施との整理）】

・ハード整備では、主体が県と連合では大きな差はない。 ※鳥取県または鳥大病院が直接整備する。

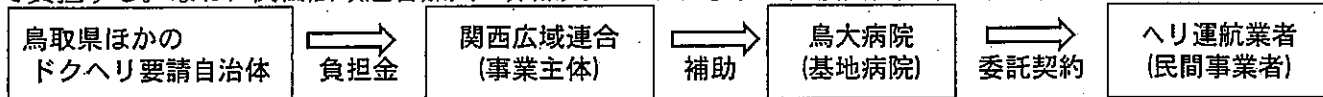
② 広域災害時の迅速かつ効率的なドクターヘリの運用等

・広域災害時は、現行では連合管内の6機のうち最大3機を被災地へ派遣する予定であり、残る3機が一時的に運航範囲を広げ、通常の救急需要に対応する。

・広域連合の保有機体が増える（6→7機）ので、非常時のバックアップ体制が強化され、迅速かつ効率的な活動が可能。また、契約事務等にも精通しており、複数ネットワークの活用により、情報共有、実務でも効率的な手続き等が可能。

1 鳥取県ドクターヘリの事業主体と経費負担の流れ

経費負担の流れは以下のとおりであり、関西広域連合への負担金は、ドクヘリを要請した県が実績按分して負担する。なお、関西広域連合加入・非加入にかかわらず、直接関西広域連合へ負担金を納付する。



2 財政負担額

(1) 施設・設備整備（ハード事業）

区分	整備主体	整備場所	概算経費	財源の負担割合			
				国	関西広域	鳥取県	基地病院
格納庫等	鳥取県	米子空港隣接地	金額は精査中◆注1	2/3	—	1/3	—
給油設備	鳥大病院	病院敷地内	補助基準額 94,500千円◆注2	1/3	—	1/3	1/3
運航管理室	鳥大病院	病院敷地内	—	—	—	—	10/10

◆注1・・・地域医療介護総合確保基金（国 2/3、県 1/3）を活用して整備する予定。（豊岡病院、島根県立中央病院ともに格納庫整備は県主体で整備済）

◆注2・・・不足分は基地病院負担の予定。なお、財源の負担割合等を含めて調整中。

☆先進県において、施設・設備整備費（維持管理費を含む）は、基地病院の所在県等が負担し、出勤先の他県等の負担はない。

(2) ヘリコプターの運航委託（ソフト事業）

区分	事業主体	基地病院	補助基準額	財源の負担割合			
				国	関西広域	(内 訳)	
						鳥取県	各県
ヘリ運航経費	関西広域連合	鳥大病院 (豊岡病院◆注1)	約2億6千万円	1/2	1/2	※経費負担イメージは下記のとおり	

※事業主体（関西広域連合）は基地病院へ経費助成を行い、基地病院はヘリ運航会社へ運航委託する。

※運航経費には、医師及び看護師各1名の人件費等を含む。

※関西広域連合が負担する経費の財源は、鳥取県を含むヘリを要請した各県で実績按分して負担する。

※経費負担のイメージ【ヘリ出勤回数が、鳥取県5割、各県5割の場合】

区分	国	関西広域連合（事業主体）			合計	補助	基地病院 (鳥大病院)	委託	民間ヘリ 運航会社
		(内訳)	鳥取県	各県◆注2					
負担率	1/2	1/2	(5/10)	(5/10)	10/10	—	—	—	
金額	100	100	(50)	(50)	200	200	200	200	

◆注1・・・豊岡病院はH27実績で全体1,761件のうち鳥取県出勤75件 ⇒鳥取県負担は約5,813千円

(参考：島根県は全体611件のうち鳥取県出勤18件 ⇒鳥取県負担は約4,400千円)

◆注2・・・各県とは、関西広域連合の加入及び非加入に関係がない。一律、出勤実績に応じて負担額を算定。

3 中国地方での協定に基づく運航イメージ（関西広域連合に偏らないもの）

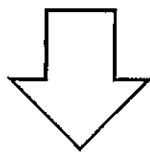
- ・年間約 400 件の出動見込みのうち、県内が 50%、本県以外の中国地方に 50%の出動が見込まれる。
- ・日常的には、中国地方を広くカバーするドクヘリとして、救急搬送業務や局地災害（交通事故、爆発事故、テロ等の多数傷病者事案）に対応する。
- ・広域災害時（地震、洪水、津波等）には、被災地派遣と通常の救急需要に機体を振り分けることが可能であり、関西広域及び中国地方各県のヘリと調整をはかって対応する予定。

（通常時：出動見込み件数）

中国地方 5 県		関西広域連合	
鳥取県・全域	184	兵庫県・西北部	未定
島根県・東部、隠岐	161	(参考・鳥取県への出動件数・H27 実績) ・豊岡ドクヘリ⇒75 件(全体 1,761) ・島根ドクヘリ⇒18 件(全体 611)	
岡山県・北部	20		
広島県・北東部	23		
計	388		

（災害時：協力体制）

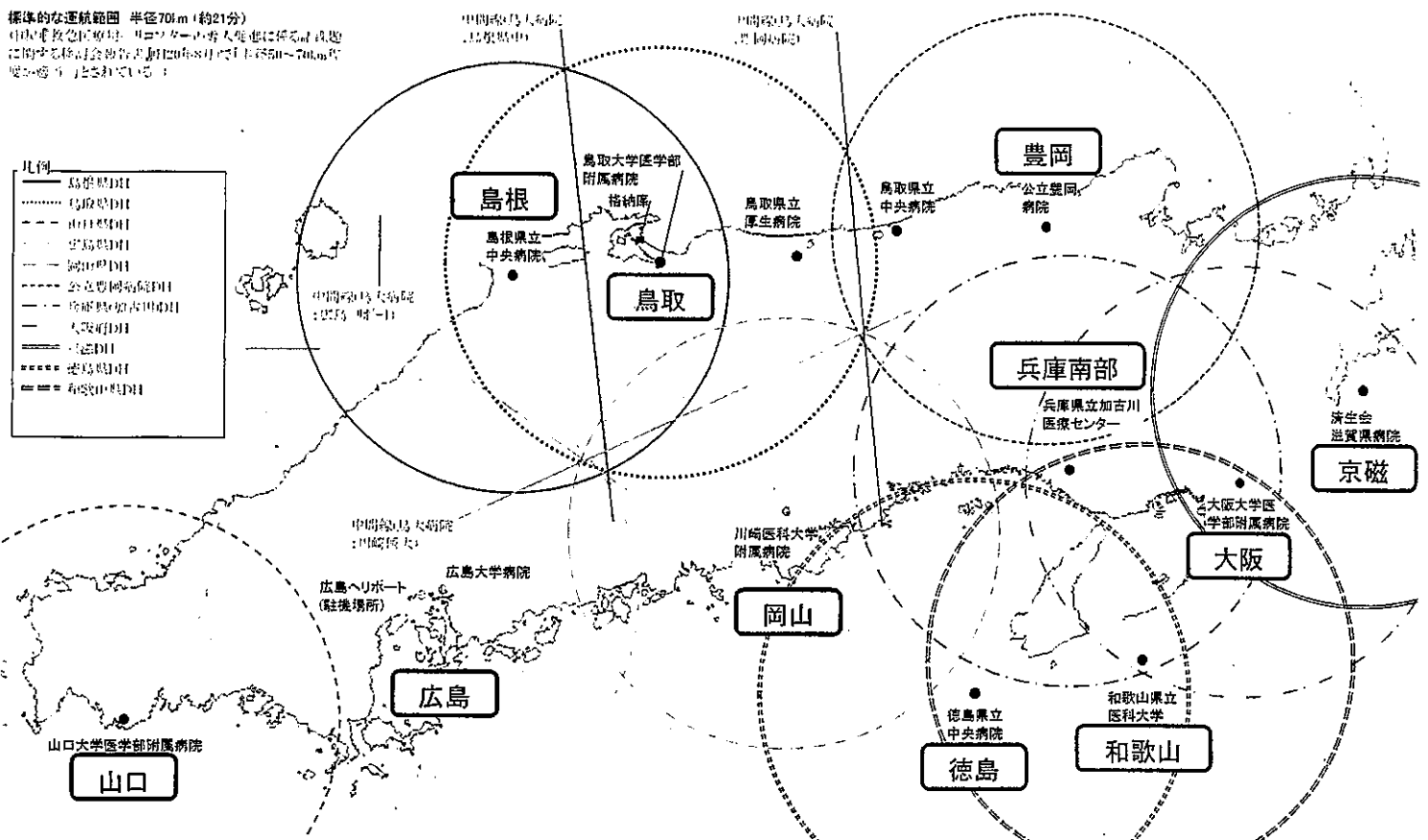
中国地方 5 県	関西広域連合
現行 4 機 ⇒ 5 機	現行 6 機 ⇒ 7 機 (鳥取、豊岡、兵庫南部、大阪、京滋、和歌山、徳島)



- 平常時：鳥取全県を中心に中国地方をカバー
- 災害時：被災地派遣と通常の救急需要に機体を振り分け
(現行は 3 機が被災地派遣)
- 関西広域及び中国地方各県のヘリと調整して対応予定

鳥取県ドクターヘリ及び関西広域連合・中国地方のドクターヘリの運航範囲(イメージ)

標準的な運航範囲 半径70km (約21分)
 (中国地方各県単位・ドクターヘリの運用に際しては、
 実際の飛行時間や天候状況により75分～70分程度
 変動するものとされています。)



平成 30 年度の国保制度改革に向けた準備状況について

～平成 28 年度県・市町村国保連携会議等に係る検討状況～

平成 28 年 8 月 19 日

医 療 指 導 課

- 平成 30 年度からの国保の制度改革に向けて、現在、県と市町村等の課長級で構成する「県・市町村国民健康保険連携会議」及びその下に実務担当者による「作業部会」を設置して、両会議を隔月ごとに開催している。
- 平成 27 年度から連携会議で、国の検討状況などの情報を共有し、本年度から本格的に、国保制度改革に対する検討体制、保険料の決め方や市町村国保事務の共同化等について検討を始めたところである。
- 引き続き、国保の新制度が円滑に導入できるよう市町村等と連携し検討を重ねて行く。

1 国保制度改革の概要

<国・県・市町村の役割分担>

- 国は、平成 30 年度から毎年 3,400 億円の財政支援の拡充を行う。
 - 平成 30 年度から県が県全体の国保財政を担い、市町村は従来どおり顔の見える関係を生かして、資格管理、保険料の賦課・徴収、保健事業等を実施する。
 - 県が今後の国保運営のルールとなる国保運営方針を策定する。
 - 県が県全体の国保財政を受け持つことから、県が市町村ごとに納付金を決定し、市町村からその納付を受け、医療費等の必要な費用を全額支払う仕組みとなる。
- ※ 詳細は別紙（上段）のとおり

<スケジュール案>

① 国保運営方針の策定

- ・平成 29 年 2 月 国保運営協議会の設置
- ・平成 29 年 3 月～7 月 国保運営協議会で協議
- ・平成 29 年 7 月 国保運営方針の策定（諮問・答申）

② 納付金の算定

- ・平成 28 年 10 月 納付金算定システムにより試算開始
↳市町村へ試算値の提示（12 月頃）
- ・平成 29 年 10 月 平成 30 年度の納付金の算定開始
↳市町村へ納付金の決定額の通知（12 月頃）

※ 詳細は別紙（下段）のとおり

2 これまでの検討経過

平成 28 年度第 1 回連携会議（5 月 13 日開催）

（検討項目）

- 国保制度改革の詳細の説明
- 今後の検討体制（会議の開催方法、スケジュール等）
- 国保運営方針の策定の進め方の検討

（主な意見）

- 平成 30 年度以降は、これまで市町村が行ってきた事務の一部分を県が担うことになるため、これにより市町村の事務負担が増加することがないように願います。
- 国保が県単位になるということから、これまで市町村ごとに実施してきた事業について、可能なものについては、共同化して効率的な事務執行につなげ、市町村の事務の軽減を検討する。

平成28年度第1回作業部会（7月14日開催）

（検討項目）

- 市町村事務で共同化が図れる事務はないか検討
- 納付金や保険料の算定方式についてメリット・デメリットを含めて検討

（主な意見）

- 市町村の国保事務の共同化等に関しては、可能な限り取組の検討を進めることとし、意見がまとまった範囲での取組（例えば圏域ごと）でもよい。また、平成30年度から実施するのか等、優先順位をつけて検討する必要がある。
- 現在の各市町村の医療費の格差を見ると難しい面があるが、都道府県が国保を担うということであれば、将来的には、保険料の統一の方向の検討も必要。

平成28年度第2回連携会議（8月5日開催）

（検討項目）

- 上記、作業部会で協議した結果を連携会議で意見の集約
 - ・市町村事務で共同化が図れる事務はないかの検討
 - ・納付金や保険料の算定方式についてメリット・デメリットを含めて検討

（主な意見）

- 市町村事務の共同化の検討に当たっては、実務担当ベースの部会で十分検討の上、連携会議に報告といった手順を踏むこと。
- 保険料については市町村が条例で定めるなど、市町村が決定するものではあるが、納付金などについて現在ベースの医療費等を勘案して、県として早めに試算値を示してほしい。
- 保険料について、すべての市町村が現行では4方式（資産割、所得割、均等割、世帯割）だが、標準保険料の算出に当たっては、3方式など、保険料の算定方法を検討する必要がある。

国保制度改革の概要

国保の課題

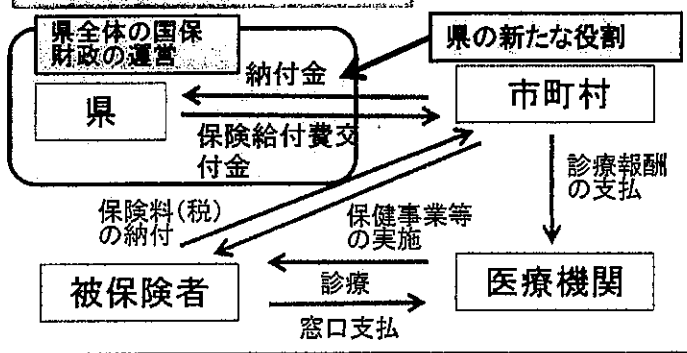
- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ・65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
 - ・1人あたり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)
- ②国保の対象者の所得水準が低く、保険料(税)の収納率が低い
 - ・加入者1人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(推計202万円)
 - ・無所得世帯割合：23.1%
- ③小規模な市町村保険者もあり、財政運営が不安定
 - ・1,716保険者中 被保険者数が3,000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

財政基盤が脆弱で、国保財政赤字により、一般会計からの法定外繰入等
(※H26 県内14市町村で実施)

平成30年度からの国保改革の概要

- 毎年3,400億円の財政支援の拡充 (国保の財政基盤を強化)。
- 都道府県
 - 国保運営に参画するとともに、県全体の国保財政の運営を担う。
 - 国保運営方針を策定。
 - 財政安定化基金の設置。
- 市町村
 - 地域住民と身近な関係の中、引き続き次の役割を担う。
 - ・資格管理、保険給付
 - ・保険料率の決定、賦課徴収
 - ・保健事業等

改革後のイメージ



国保改革に向けた県の検討状況

- 県と市町村で国保改革に向けた検討会を開催
 - ・「県・市町村国保連携会議」(課長レベル)
 - ・財政運営や共同事業の取組の詳細を「作業部会」で検討 (実務者レベル)
- 県国保運営方針の策定スケジュール
 - ・平成28年度中に、今後の国保運営のルールとなる県の国保運営方針(案)を策定。
 - ・平成29年7月、県国保運営協議会の答申を受け、決定(予定)。

国保制度改革の主なスケジュール(案)

	改正法の成立 (平成27年5月27日) ~ 平成28年度	平成29年度	平成30年度	
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者の多い保険者への財政支援 (+約1,700億円) ○ 地方向け説明会の開催 ○ 厚生労働省と地方との協議 (制度・運用の詳細について) ※27年7月に協議再開 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 政省令等の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費適正化等に積極的に取り組む保険者への財政支援 (+約1,700億円) 	
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場意見 ○ 県と市町村との協議の場を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保運営方針の策定 (H28.5月～) 連携会議等で検討 (H29.2月) 県が国保運営協議会を設置 (H29.3月～) 国保運営協議会で案を検討 ○ 市町村の納付金の額の算定 (H28.10月～) 納付金の試算 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保運営方針の策定 (H29.7月) 国保運営方針の策定 (H29.8月) 公表等 ○ H30の市町村の納付金の額の算定 (H29.10月～) 納付金の本算定 	<p>新制度の施行</p> <p>都道府県による財政運営</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場意見 	<ul style="list-style-type: none"> (H28.12月) 市町村へ納付金の試算値を提示 ※市町村は試算額を基に保険料の検討 	<ul style="list-style-type: none"> (H29.12月) 市町村へ納付金の決定額を提示 ※市町村は納付金額を基に保険料率の決定 	